

農林水産省共通申請サービスにおける飼養衛生管理支援システムの活用までの課題点

茨城県県北家畜保健衛生所

○杉山 岳 菅原 徹

飼養衛生管理支援システムは、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用し関係者間での迅速な情報共有と分析結果の活用等を目的に令和6年度から運用開始。定期報告や自己点検の実施状況を飼養者自身が申請、管轄家保が審査、集計することが前提。しかし飼養者のインターネット環境の整備や運用が不十分なことも多く、同システムの利用に関する理解普及は未だ極めて低い状況。管内500件を超える農場台帳、自己点検のほぼ全てを当所職員が代理申請しており、結果膨大な作業時間が他業務を圧迫。業務負担を軽減するため、同システムの操作マニュアルを作成し登録作業を分担。加えて、家保により代理登録された農場はその家保でしか閲覧できず、県内での家畜伝染病発生時など有事の際の迅速な対応に支障をきたす可能性があるため、県独自で利用している防疫マップシステムとの併用が必要。このように同システムの活用には普及、運用及び機能面で多数のハードルがあり、引き続き国や開発業者との調整や改善依頼が必要。今後は定期報告新様式を用いて紙で受領し、AI-OCRでのシステム登録を試みる他、スマートフォンやタブレットで利用可能なアプリケーションである飼養衛生ポータルを利用し、農場立入時にリアルタイムで登録作業できるような環境を検討する予定。